

富山県土木部における総合評価方式の手引き (土木工事編)

この手引きは、令和6年4月1日以降に入札の公告を行う工事から適用します。

令和6年3月

富山県土木部

運用ガイドライン(土木工事編)目次

1. はじめに	- 2 -
1－1 総合評価方式の導入の背景	- 2 -
2. 総合評価方式の概要	- 3 -
2－1 総合評価方式の意義	- 3 -
2－2 総合評価方式とは	- 3 -
2－3 総合評価方式の体系	- 4 -
2－4 学識経験者からの意見聴取	- 5 -
2－5 総合評価方式の基本的な流れ	- 6 -
3. 総合評価方式の手順	- 8 -
3－1 総合評価方式の対象工事	- 8 -
3－2 総合評価方式の型式の選択	- 8 -
3－3 評価項目及び評価基準等	- 9 -
3－4 総合評価方式の入札	- 22 -
3－5 総合評価の方法	- 22 -
3－6 落札者の決定	- 23 -
3－7 評価内容の担保	- 23 -
3－8 入札結果等の公表	- 25 -
3－9 苦情の処理(説明請求)	- 25 -
4. 施工体制確認型総合評価方式の試行	- 26 -
4－1 施工体制確認型	- 26 -
4－2 施工体制を踏まえた技術加算点の補正	- 29 -
4－3 落札者の決定	- 29 -
4－4 施工体制確認型及び低入札価格調査の基本的な流れ	- 30 -
5 要領・要綱	- 30 -
6 総合評価方式に関する書式・様式集	- 30 -

1. はじめに

1-1 総合評価方式の導入の背景

公共工事は、国民の生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして、社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

しかし、公共工事に関しては、厳しい財政事情のもと、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による品質低下に関する懸念が顕著くなっている。

このような背景のもと、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」が施行された。

「品確法」の第3条「基本理念」においては「公共工事の品質は(中略)、経済性に配慮しつつ価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されており、本県においても、同法を踏まえ、本県の実情に応じた「総合評価方式」を行うこととする。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」のポイント					
平成17.4.1施行					
公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化					
<ul style="list-style-type: none">・公共工事の品質は、目的物が使用されて初めて確保できる。・受注者の技術能力によって品質が左右される。・著しい低価格、事故や手抜き工事、下請業者や労働者へのしわ寄せ 等を踏まえ、公共工事の品質確保に関する基本理念を定め、発注者の責務を明確化する諸規定を整備					
<p style="text-align: center;">↓</p>					
<p>(基本理念) 法第3条 公共工事の品質は、価格と品質が総合的に優れた内容の契約により確保されなければならない。</p>		<p>(発注者の責務) 法第6条 発注者は、販売者として、発注関係事務を適切に実施しなければならない。 必要な職員の配置に努めなければならない。</p>			
「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換					
「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を図り、公共工事の品質を促進するための諸規定を整備					
<p style="text-align: center;">↓</p>					
<p>(競争参加者の技術的能力の審査) 法第11条 発注者は、競争参加者の技術的能力を審査しなければならない。</p>		<p>(競争参加者の技術提案) 法第12条 発注者は、技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価しなければならない。</p>			
		<p>(技術提案の改善) 法第13条 発注者は、技術提案について改善を求める又は改善を提案する機会を与えることができる。</p>			
<p style="text-align: center;">↓</p>					
発注者をサポートする仕組みの明確化					
<p>自ら発注関係事務を適切に実施することが困難である脆弱な体制の発注者をサポートする諸規定を整備</p>					
<p style="text-align: center;">↓</p>					
<p>(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用) 法第15条 ・発注者は、発注関係事務を行うことのできる者の能力の活用に努めなければならない。 この場合、発注者は、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定する。 ・国及び都道府県は、発注関係事務を適切に行うことができる者の資格、公平に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力に努めなければならない。</p>					

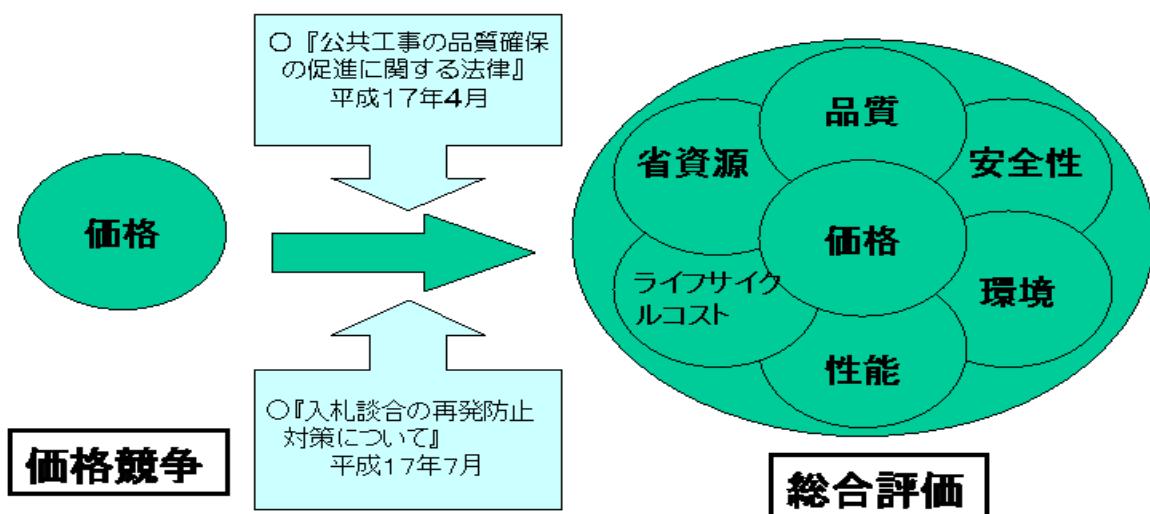
2. 総合評価方式の概要

2-1 総合評価方式の意義

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られる。また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

総合評価方式について

- 「価格」と「価格以外の要素」とを総合的に評価して落札者を決定する方式



2-2 総合評価方式とは

総合評価方式とは、「価格」と「価格以外の要素(技術力等)」を総合的に評価して落札者を決める新しい入札・契約制度である。総合評価方式による落札者は、入札価格が予定価格内にある者のうち、次の除算方式で求められる評価値の最も高い者とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{技術加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

【除算方式】

価格以外の要素(技術力等)

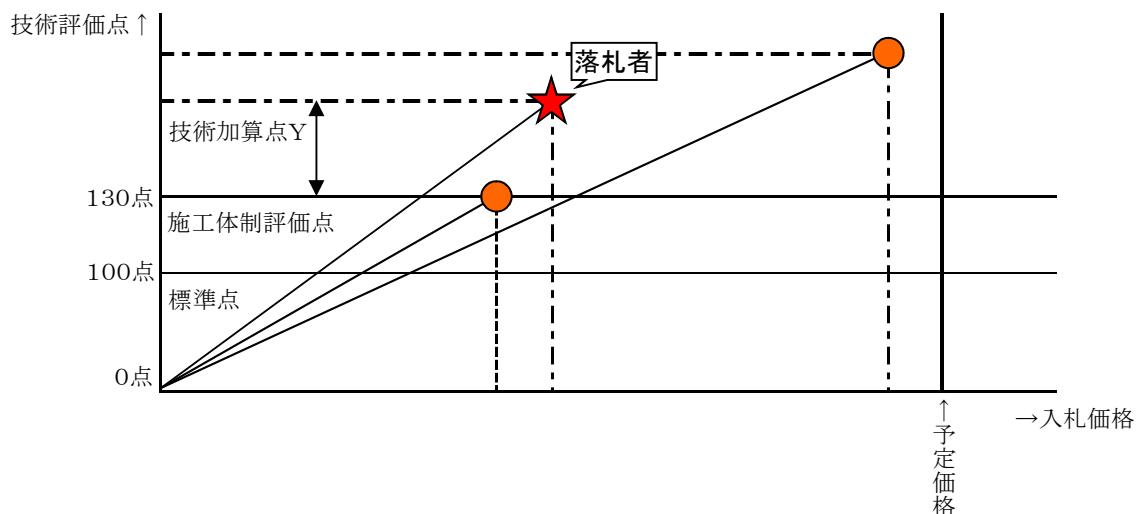
標準点 : 要求要件を最低限満足する場合について100点の標準点を与える。

技術加算点 : 技術提案に対し評価項目及び評価基準に基づき評価された加算点を与える。

施工体制評価点 : 入札公告等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える。

○ 総合評価方式による落札者決定の例

	A社	B社	C社
入札価格	90百万円 (最低価格)	95百万円	110百万円
技術加算点	0点	10点	20点 (最高点)
施工体制評価点	30点	30点	30点
評価値	$\frac{(100+0+30)}{90} = 1.4444$	$\frac{(100+10+30)}{95} = 1.4737$	$\frac{(100+20+30)}{110} = 1.3636$
結果		◎落札	



2-3 総合評価方式の体系

工事の特性(工事内容、規模等)に応じて、総合評価方式の型式を次のとおりとする。

○ 高度技術提案型

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性(維持管理の容易性)等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの。

(例:地質条件により特殊な技術を必要とするトンネル・ダム工事等)

○ 標準型

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの。

(例:交通規制日数の短縮が求められる現道上の工事等)

○ 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、簡易な施工計画や同種工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの。

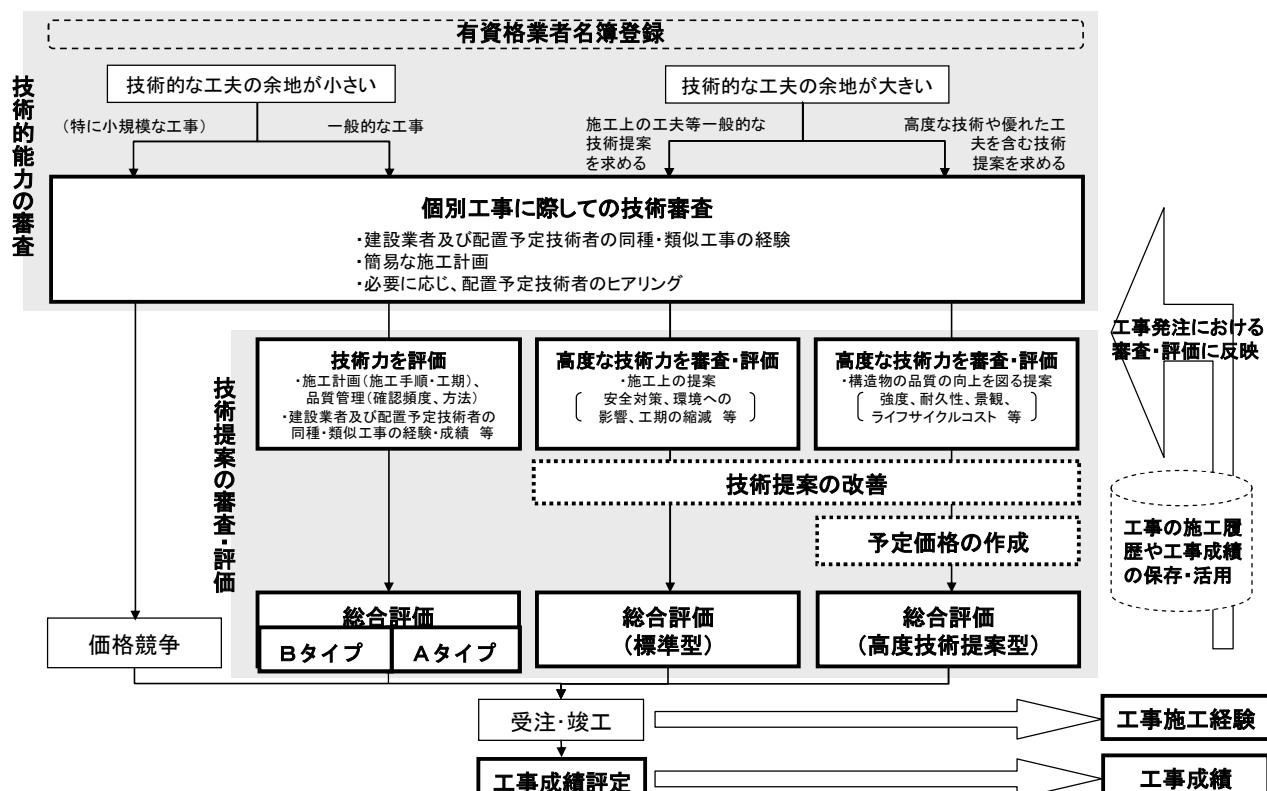
(例:施工条件の良いバイパス工事での舗装や二次製品据付工事等)
なお、工事内容により、AタイプとBタイプに区分する。

Aタイプ:簡易な施工計画や配置予定技術者の能力を確認することが、品質確保のため必要であると見込まれる工事

Bタイプ:企業の施工能力及び企業の地域性・社会性の確認により品質が確保されると見込まれる工事

○ 施工体制確認型

品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価するもの。上記の型式と併用する。



2-4 学識経験者からの意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2及び地方自治法施行規則第12条の4により総合評価方式を行う場合は、落札者決定基準を定めようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないと定められている。

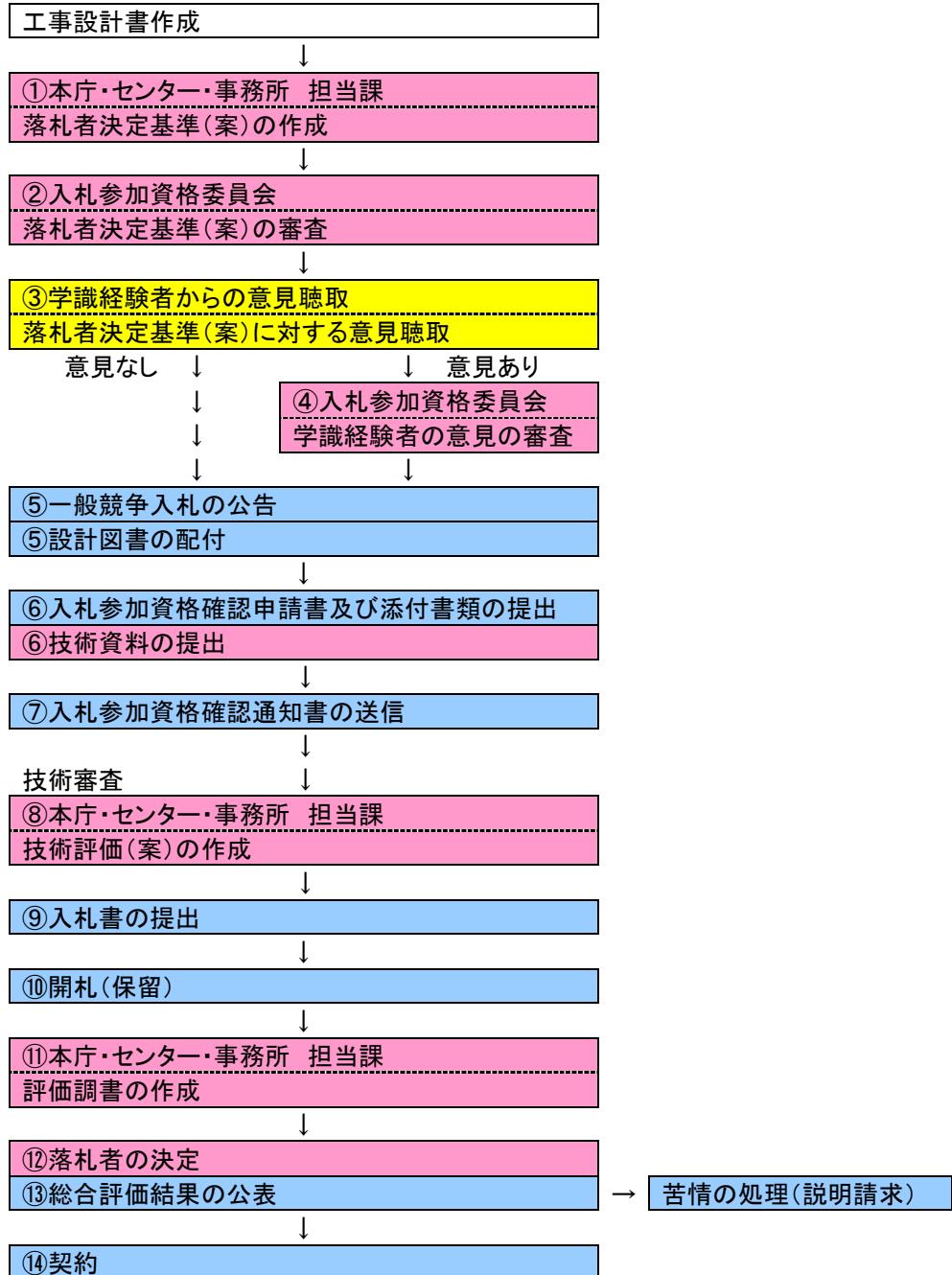
また、この意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないと定められている。

2-5 総合評価方式の基本的な流れ

①『標準型』・『簡易型A』の場合



②『簡易型B』の場合



3. 総合評価方式の手順

3-1 総合評価方式の対象工事

総合評価方式の対象工事は、入札価格と企業が持つ技術的な要素(以下「技術提案」という)とを一体として評価することが妥当と認められる工事とする。

ただし、緊急を要する工事及び小規模な工事は除くものとし、災害復旧工事※及び設計金額2,000万円未満の工事は、原則として対象外とする。

3-2 総合評価方式の型式の選択

工事の特性(規模、技術的な工夫の余地等)に応じて、個別工事ごとに判断を行ったうえで、『高度技術提案型』・『標準型』・『簡易型A』・『簡易型B』のいずれかの型式を選択する。

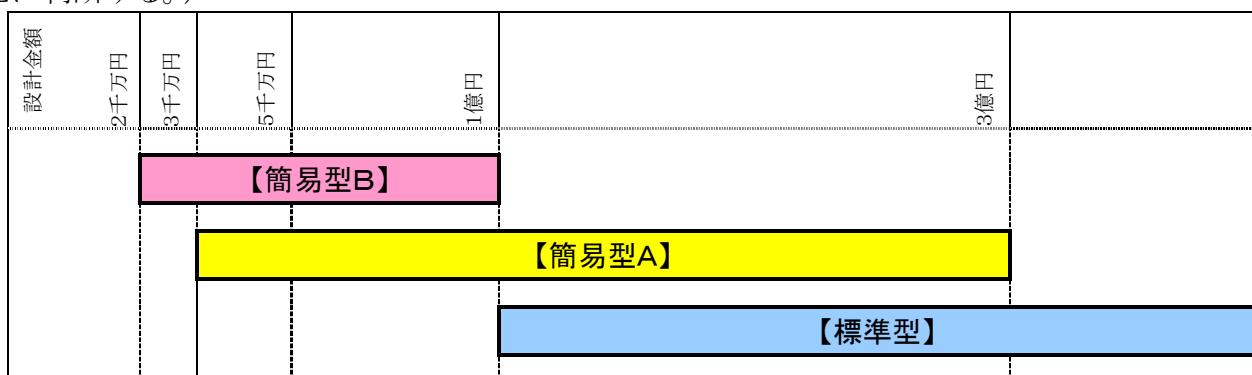
○ 評価項目及び技術加算点

評価項目	評価型式	高度技術提案型		標準型		簡易型	
		WTO 対象		WTO 対象	A	B	
高度な技術提案	●	●					
施工に係る技術提案	○		●	●			
基本項目	簡易な施工計画	○		○	●		
	企業の施工能力 (実績・成績・表彰・ISO認定・技術者数)	○	○ 実績、ISOともに選択	●	● 実績:選択 ISO:必須	●	●
	配置予定技術者の能力 (実績・成績・資格)	○	○ 実績	●	○ 実績	●	
	企業の地域性・社会性 (所在地・災害協定・除雪契約)	○	○ 所在地	●	○ 所在地	●	●
	技術加算点	45~80点		45点	30点	20点	

●必須項目 ○選択項目

(参考)各型式の使い分け

各型式の使い分けについては、原則として個別工事ごとに判断するものとするが、参考までに、設計金額による使い分けの目安を下記に示す。(『高度技術提案型』については、個別工事ごとに判断する。)



※型式が重なる部分については、工事の難易度や施工条件等により発注者で判断する。

※工事の内容等により1ランク上の型式も適用可能(下のランクの型式は不可)

3-3 評価項目及び評価基準等

総合評価方式(『標準型』・『簡易型A・B』)における評価項目及び評価基準等は以下のとおりとする。(WTO 対象工事の場合は、個別に定める)

3-3-1 技術的評価項目及び客観的評価項目

評価項目のうち、「施工に係る技術提案」及び「簡易な施工計画」を技術的評価項目といい、また、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の地域性・社会性」を客観的評価項目という。

3-3-2 評価項目、評価基準及び配点

○ 施工に係る技術提案

評価項目	評価基準	配点	備考
施工に係る 技術提案	工事ごとに発注者が課題を設定 (3-3-3参照)	120点	(1)複数の課題の提出を求める場合は、課題ごとの提案数及び配点を明示する。 (2)簡易な施工計画の提出を求める場合は、配点を70点とする。

○ 簡易な施工計画

評価項目	評価基準	配点	備考
簡易な 施工計画	工事ごとに発注者が課題を設定 (3-3-4参照)	50点	複数の課題の提出を求める場合は、課題ごとの配点を明示する。

○ 企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	備考
企業の施工能力	施工実績 一定期間内における同種・類似工事の実績の有無 (原則、富山県発注工事) ※注1	10点	(1)一定期間とは、入札参加資格の条件で求める施工実績の期間(発注年度(ここでは、入札参加資格の確認の申請の期限の日(以下「申請期限日」という。)の属する年度をいう。以下同じ)を除く。)の1／2の期間(年度単位)に発注年度の4月1日から申請期限日までを加えた期間とする。 (通常型指名競争入札の場合は、5年(前4年度の4月1日から申請期限日まで)とする。)
	県内における施工実績あり	5点	(2)同種工事は、発注工種を同じくする富山県土木部又は農林水産部(以下、これらを総称して「富山県」という。)発注工事とし、富山県発注工事の実績がない場合のみ、国土交通省、農林水産省若しくは林野庁(以下、これらを総称して「国」という。)が発注した富山県内の工事とする。 (3)類似工事は、発注工種を同じくする工事のうち、入札参加資格の条件として別に施工実績の条件を定めた場合において、その条件に適合する工事とする。
	なし	0点	(4)契約金額が500万円未満の工事及び工事成績評定点が65点未満の工事は実績と認めない。 ※富山市については、水橋地区を除く富山市と水橋地区を別の市町村として扱う。(水橋地区を除く富山市は旧富山土木事務所の所管、水橋地区は立山土木事務所の所管)

工事成績	一定期間内に通知を受けた同種工事に係る工事成績評定点の平均点 (原則、富山県発注工事)	80点以上	25点	<p>(1)一定期間とは、発注年度の前4年度の4月1日から申請期限日の直近四半期までの期間(「指名業者選定事務取扱要領」でいう「工事成績の一定の期間」と同様の運用)とする。</p> <p>(2)富山県発注工事の実績がない場合のみ、国が発注した富山県内の工事の実績の発注年度の原則、前4年度の平均とする。</p> <p>(3)平均点は小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。</p>
		80点未満 75点以上 配点=20+ (平均点-75)	20点～ 24点	
		75点未満 70点以上	10点	
		70点未満	0点	
優良表彰	発注年度の前2年度における優良工事表彰の有無(同種工事に係る表彰に限る。)	知事賞・部長賞・最優秀賞	10点	<p>発注年度の前年度又は前々年度の受賞を対象とする。</p> <p>※令和6年度は、令和4年度又は令和5年度表彰</p>
		優秀賞・良賞	5点	
		なし	0点	
ISO認定	技術資料提出時に おけるISO9001の 取得の有無	あり	5点	<p>申請期限日において適用される入札参加資格者名簿に係る入札参加資格審査の申請日時点において、ISO認定を取得していること。なお、入札参加資格審査の申請後に新たに取得した場合は、登録証等の写しの提出をもって加点する。</p>
		なし	0点	
技術者数	直近の経営事項審査における総合評定値通知書に記載のある技術職員数	「一級」1人につき2点、「監理補佐」、「基幹」又は「二級」1人につき1点を加点	0点～ 10点	<p>(1)発注工種に対応する建設業許可業種の技術職員数をいう。 (発注工種と建設業許可業種との対応表参照)</p> <p>(2)経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の通知日が公告の日までの間のもののうち、直近の通知書に記載されている技術職員数をもって加点する。</p> <p>(3)加点の上限は、10点とする。</p>
配点計			60点	

○ 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	備考
配置予定技術者の能力	施工実績 主任(監理、特例監理)技術者としての一定期間内における同種・類似工事の実績の有無 (原則、富山県発注工事) ※注1	あり 5点	(1)一定期間とは、入札参加資格の条件で求める施工実績の期間とする。 (通常型指名競争入札の場合は、5年(前4年度の4月1日から申請期限日まで)とする。) (2)同種工事は、発注工種を同じくする富山県発注工事とし、富山県発注工事の実績がない場合のみ、国が発注した富山県内の工事とする。 (3)類似工事は、発注工種を同じくする工事のうち、入札参加資格の条件として別に施工実績の条件を定めた場合において、その条件に適合する工事とする。 (4)契約金額が500万円未満の工事及び工事成績評定点が65点(平成15年度以前の富山県発注工事にあっては、60点)未満の工事、現場代理人及び担当技術者として従事した工事は実績と認めない。 (5)以前勤めていた企業で従事した施工実績を含める。
	なし 0点		
工事成績	主任(監理、特例監理)技術者として一定期間内に通知を受けた同種工事に係る工事成績評定点の平均点 (原則、富山県発注工事)	75点以上 10点	(1)一定期間とは、発注年度の前4年度の4月1日から申請期限日の直近四半期までの期間(「指名業者選定事務取扱要領」でいう「工事成績の一定の期間」と同様の運用)とする。 (2)富山県発注工事の実績がない場合のみ、国が発注した富山県内の工事の実績の発注年度の原則、前4年度の平均とする。 (3)以前勤めていた企業で従事した工事成績を含める。
	75点未満 70点以上	5点	
	70点未満	0点	
主任(監理)技術者の保有する資格	保有する資格 1級国家資格者又は技術士	3点	(1)1級国家資格者又は技術士とは、施工管理技士などの1級の技術検定合格者、1級建築士及び技術士をいう。(建設業法第15条第2号のイに該当する資格を保有する者) (2)発注工種に対応する建設業許可業種に係る国家資格に限る。(発注工種と建設業許可業種との対応表参照)
	上記資格なし	0点	

	前年度における継続学習(CPD)の取得単位	年間取得単位が各団体の定める推奨単位以上	2点	(1)取得単位は、建設系CPD協議会等に加盟している団体が学習履歴の証明書を発行し、その証明期間が発注前年度の4月1日から翌3月31日までの1年間の内にあるものに限る。 (2)推奨単位を明らかにしていない団体の取得単位は評価しない。また、推奨単位として「必要な単位」と「望ましい単位」を設けている場合は、「必要な単位」を推奨単位とする。 (3)学習履歴が記載された証明書の写しの提出をもって加点する。
		年間取得単位が各団体の定める推奨単位の1/2以上、推奨単位未満	1点	
		年間取得単位が各団体の定める推奨単位の1/2未満	0点	
配点計			20点	

○ 企業の地域性・社会性

評価項目		評価基準	配点	備考
主たる営業所の所在地 企業の地域性・社会性	入札参加資格の条件における地域要件 ※注2			(1)評価する範囲は、入札参加資格の条件で求める地域要件よりも狭い範囲とする。 (通常型指名競争入札の場合は、指名するメンバーにより、評価するエリアを変え、(指名通知で明示する)指名業者が分布する範囲よりも狭い範囲とする。)
		旧市町村内	25点	(2)評価基準が地理的に同じ範囲になる場合は、上位の評価基準の点数を加点する。
		市町村内	15点	①富山土木センターにおいては、旧土木事務所管内と市町村が同一であるため、入札参加資格の条件における地域要件が土木センター管内の場合は25点・15点・0点の3段階、県内(県東部)の場合は25点・5点・0点の3段階評価とする。
		旧土木事務所管内	5点	②入善土木事務所(のうち入善町、朝日町)・新川土木センター・立山土木事務所においては、旧市町村と市町村が同一であるため、入札参加資格の条件における地域要件が土木センター管内の場合は、25点・5点・0点の3段階評価とする。
	県内 ／県東部 ／県西部	旧土木事務所管外	0点	③氷見土木事務所・小矢部土木事務所においては、土木事務所管内と旧市町村が同一であるため、入札参加資格の条件における地域要件が土木センター管内の場合は25点・0点の2段階評価とする。
		市町村内	25点	④砺波土木センターにおいては、土木センター管内と旧土木事務所管内が同一であるため、入札参加資格の条件における地域要件が土木センター管内の場合は25点・15点・5点の3段階、県内(県西部)の場合は25点・15点・0点の3段階評価とする。
		土木センター管内	5点	(3)「旧市町村」とは、平成16年10月31日時点の市町村をいう。
		土木センター管外	0点	(4)県外(県内に営業所あり)とは、富山県外に主たる営業所を有する者うち、富山県内に建設業法第3条に規
	県内及び県外(県内に営業所あり)	土木センター管内	25点	
		県内	15点	
		県外(県内に営業所あり)	0点	
	設定なし (県内及び県外)	県内	25点	
		県外(県内に営業所あり) ※注3	15点	

		県外	0点	定する営業所を有する者をいう。 ※富山市については、水橋地区を除く富山市と水橋地区を別の市町村として扱う。旧富山市についても同様とする。(水橋地区を除く富山市は旧富山土木事務所の所管、水橋地区は立山土木事務所の所管)
災害協定への参加	富山県との 災害協定 への参加 の有無 ※注4	あり	5点	入札参加資格の確認の申請の日時点における参加の有無 ※入札公告に示す協定に参加した者は、当該協定に参加していることを証明する書類の写しの提出をもって加点する。
		なし	0点	
除雪業務等の受託実績	過去2年度 の受託実績 の有無 ※注5	あり	10点	(1)申請期限日において適用される入札参加資格者名簿の定期受付年度の前2年度※における受託実績の有無 ※令和6年度は、令和2年又は令和3年度 (2)当該年度以降に新たに受託した者については、富山県又は富山県内の市町村と除雪業務又は凍結防止剤散布業務に関し契約を締結した契約書等の写しの提出をもって加点する。
		なし	0点	
配点計			40点	

※注1 「施工実績」の評価対象期間

	H21	H22					H29				R4	R5	R6 (発注年度)
評価対象期間	前14年度+当該年度												
	企業の施工能力						前14年度×1/2+当該年度 ⇒ 前7年度+当該年度						
	配置予定技術者の能力												

※指名競争入札の場合は除く。

※国発注工事の場合、当該年度(※※)の4月1日から申請期限日までは

評価の対象期間から除く。※※但し、前年度とすることがある。



※注2 土木センター・旧土木事務所の所管(旧)市町村

旧市町村	市町村	旧土木事務所管内	土木センター管内	県東部・西部	備考
旧黒部市	黒部市	旧入善土木事務所	新川土木センター	県東部	※1: 旧福岡町は、 旧高岡土木事務所の所管とみなす。 (平成17年11月に小矢部土木事務所から高岡土木センターに移管)
旧宇奈月町					
旧入善町	入善町				
旧朝日町	朝日町				
旧魚津市	魚津市	旧魚津土木事務所			
旧滑川市	滑川市				
旧富山市 (水橋地区除く)	富山市 (水橋地区除く)	旧富山土木事務所	富山土木センター		※2: 旧砺波市は、 旧福野土木事務所の所管とみなす。 (平成14年10月に高岡土木センターから砺波土木センターに移管)
旧大沢野町					
旧大山町					
旧八尾町					
旧婦中町					
旧山田村					
旧細入村					
旧富山市の一部 (水橋地区)	富山市の一部 (水橋地区)	旧立山土木事務所			
旧舟橋村	舟橋村				
旧上市町	上市町				
旧立山町	立山町				
旧高岡市	高岡市	旧高岡土木事務所	高岡土木センター	県西部	
旧福岡町※1					
旧新湊市	射水市				
旧小杉町					
旧大門町					
旧下村					
旧大島町					
旧氷見市	氷見市	旧氷見土木事務所			
旧小矢部市	小矢部市	旧小矢部土木事務所			
旧砺波市※2	砺波市	旧福野土木事務所	砺波土木センター		
旧庄川町					
旧城端町	南砺市				
旧平村					
旧上平村					
旧利賀村					
旧井波町					
旧井口村					
旧福野町					
旧福光町					

※注3 入札参加資格の条件における地域要件が「設定なし」の場合において、富山県外に主たる営業所を有する者であつて、富山県内に営業所を有する者については、建設業許可申請における営業所一覧表(様式第一号別紙二)の写しの提出をもって加点するものとする。

※注4 「災害協定への参加」を評価項目とする工事は、発注工種が一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、プレストレス・コンクリート工事、法面処理工事、ボーリング・グラウト工事、スノーシェッド工事、しゅんせつ工事、造園工事、とび・土工・コンクリート工事に限ることとし、その他の発注工種については、専門的な応急対策業務に関する災害協定が締結される等、発注者において評価項目とすることに支障がないと判断するまでの間は、評価項目から除くものとする。

(1)評価の対象とする災害協定は以下のとおり

- ・災害時における応急対策業務に関する基本協定((一社)富山県建設業協会)
- ・災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定((一社)富山県トラック協会・富山県倉庫協会)
- ・地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定((一社)富山県産業資源循環協会)
- ・地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定((一社)富山県構造物解体協会)
- ・地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬に関する協定(富山県環境保全協同組合)
- ・災害時における応急対策業務に関する協定((一社)斜面防災対策技術協会富山県支部)
- ・災害時における応急対策業務に関する協定((一社)富山県緑化造園土木協会)

(2)鋼橋上部工事、プレストレス・コンクリート工事については、災害時における応急対策工事(発注年度の前2年度の4月1日から申請期限日までに富山県と協議書を取り交わした同種の応急対策工事)の活動実績がある場合は、同協定に参加しているとみなし、活動実績を証する協議書及び契約書の写しの提出をもって加点することができる。

※注5 「除雪業務等の受託実績」を評価項目とする工事は、発注工種が一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、プレストレス・コンクリート工事、スノーシェッド工事、消雪装置工事、しゅんせつ工事、横断歩道橋工事、道路標識工事、造園工事、防護柵工事、とび・土工・コンクリート工事に限ることとし、その他の発注工種については評価項目から除くものとする。

○ 参考：発注工種別の「災害協定」、「除雪実績」の評価の有無

発注工事の種別(発注工種)	災害協定	除雪契約
一般土木工事	対象	対象
アスファルト舗装工事	対象	対象
セメント、コンクリート舗装工事	対象	対象
鋼橋上部工事	対象	対象
プレストレストコンクリート工事	対象	対象
法面処理工事	対象	—
ボーリング、グラウト工事	対象	—
スノーシェッド工事	対象	対象
ロードヒーティング工事	—	—
消雪装置工事	—	対象
しゅんせつ工事	対象	対象
水道管理設工事	—	—
水門、門扉工事	—	—
水処理装置工事	—	—
横断歩道橋工事	—	対象
道路標識工事	—	対象
道路照明工事	—	—
造園工事	対象	対象
さく井工事	—	—
信号機設置工事	—	—
防護柵工事	—	対象
一般建築工事	—	—
給排水、衛生設備工事	—	—
暖冷房設備工事	—	—
電気設備工事	—	—
電話、通信設備工事	—	—
放送、拡声装置工事	—	—
消防、防災設備工事	—	—
エレベーター工事	—	—
じん芥処理施設工事	—	—
室内装飾工事	—	—
建具工事	—	—
塗装工事(道路標示を含む。)	—	—
防水工事	—	—
特殊工事	とび・土工・コンクリート工事のみ対象とする	とび・土工・コンクリート工事のみ対象とする

※建築工事、建築付帯設備工事として富山県公共工事総合評価方式試行要領別表第2または第3によるもの
を除く。

※ 共同企業体で入札する場合の取り扱い

評価項目		特定JV	経常JV
企業の施工能力	施工実績	代表構成員の施工実績の有無	構成員のいずれかの実績の有無
	工事成績	対象期間内に各構成員が施工した工事のすべての工事成績の平均点	経常JVとしての成績 (対象期間内に各構成員及びJVで施工した工事のすべての工事成績の平均点)
	優良表彰	各構成員の評価点の単純平均	経常JVの受賞実績を基に評価した評価点、もしくは各構成員のJV結成前の受賞実績を基に評価した評価点の単純平均の高い方
	ISO認定	各構成員の評価点の単純平均	同左
	技術者数	各構成員の評価点の単純平均	各構成員の評価点の合計(上限10点)
配置予定技術者の能力	施工実績	代表構成員の配置予定技術者の施工実績の有無	同左
	工事成績	対象期間内に代表構成員の配置予定技術者が主任(監理)技術者として施工した工事の工事成績の平均点	同左
	主任(監理)技術者の保有する資格	代表構成員の配置予定技術者の評価点	同左
	前年度における継続学習(CPD)の取得単位	代表構成員の配置予定技術者の評価点	同左
社会性・企業の地域性	主たる営業所の所在地	各構成員の評価点の単純平均	代表構成員の主たる営業所
	災害協定への参加	各構成員の評価点の単純平均	同左
	除雪業務等の受託実績	各構成員の評価点の単純平均	同左

- ・ 単純平均により加点する場合は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めした値を評価点とする。

※ 過去に共同企業体で受注した工事の取扱い

出資比率にかかわらず、「施工実績」・「工事成績」及び「優良表彰」とも評価する。

※ 発注工種と建設業許可業種との対応表

(建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第8条別表)

発注工事の種別(発注工種)	対応工事の種別(建設業許可業種)
一般土木工事	土木工事業
アスファルト舗装工事	ほ装工事業
セメント、コンクリート舗装工事	ほ装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
プレストレストコンクリート工事	土木工事業、とび・土工工事業
法面処理工事	とび・土工工事業、防水工事業
ボーリング、グラウト工事	とび・土工工事業、さく井工事業
スノーシェッド工事	土木工事業、鋼構造物工事業
ロードヒーティング工事	電気工事業
消雪装置工事	管工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
水道管理設工事	土木工事業、水道施設工事業
水門、門扉工事	鋼構造物工事業
水処理装置工事	機械器具設置工事業
横断歩道橋工事	鋼構造物工事業
道路標識工事	とび・土工工事業
道路照明工事	電気工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
信号機設置工事	電気工事業、機械器具設置工事業
防護柵工事	とび・土工工事業
一般建築工事	建築工事業
給排水、衛生設備工事	管工事業
暖冷房設備工事	管工事業
電気設備工事	電気工事業
電話、通信設備工事	電気通信工事業
放送、拡声装置工事	電気通信工事業
消防、防災設備工事	消防施設工事業
エレベーター工事	機械器具設置工事業
じん芥処理施設工事	清掃施設工事業、タイル・れんが・ブロック工事業
室内装飾工事	内装仕上工事業
建具工事	建具工事業
塗装工事(道路標示を含む。)	塗装工事業
防水工事	防水工事業
特殊工事	該当する対応建設業

- ・建設業許可業種と国家資格との対応については、「経営事項審査申請の手引き(経営規模等評価申請書・総合評定値請求書)＜富山県知事許可業者用＞改訂令和5年8月」P39～50 参照

3-3-3 施工に係る技術提案について

「施工に係る技術提案」は、工事ごとに発注者が課題を設定する。

○参考:課題の設定(例)

- ・○○工施工時の騒音レベルの低減に関する技術提案
- ・工事日数の短縮(早期の効果発現)に関する技術提案
- ・交通規制の短縮日数に関する技術提案
- ・工事中の歩行者通路幅の確保に関する技術提案
- ・工事排水の浮遊物質(SS)の低減に関する技術提案
- ・舗装の平坦性に関する技術提案
- ・排ガス対策型建設機械(第2次基準値適合)の使用率
- ・舗装材料に係るアスファルト再生骨材の使用率

3-3-4 簡易な施工計画について

「簡易な施工計画」については、

- 材料の品質管理に係る技術的所見
- 施工上の課題に対する技術的所見
- 施工上配慮すべき技術的所見
- 工程管理に関する技術的所見

を求めることがとし、工事ごとに発注者が課題を設定する。

○参考:課題の設定(例)

【共通】

- ・○○工の工程管理について
- ・○○工の冬期施工上の問題点とその対策について
- ・○○工の品質管理を行うための手順について
- ・○○工施工時の(第3者に対する)安全対策について

【河川工事(橋梁工事含む)】

- ・出水に関する情報把握とその対応について
- ・河川堤防法面植生工の冬期施工上の留意点について

【橋梁工事】

- ・上部工架設時の安全管理について
- ・場所打杭工施工時の水質汚濁に留意した施工計画について

【道路工事】

- ・ボックスカルバート工施工時の交通処理計画について
- ・軟弱地盤上の初期盛土に当たっての留意事項について

【土工事】

- ・大規模切土工の施工上の問題点とその対策について
- ・盛土工事の品質確保のための施工上の留意点について

【舗装工事】

- ・舗装の品質確保のための施工上の留意点について
- ・天候予測と施工予定日の天候を踏まえた工程管理について

【高所作業を伴う工事】

- ・転落防止に留意した(第3者に対する)安全管理上の留意点について

【コンクリート構造物】

- ・品質確保の観点からコンクリート打設時の施工上の留意点について
- ・厳寒期のコンクリート打設・養生についての施工計画について

3-4 総合評価方式の入札

3-4-1 技術資料等の提出

総合評価方式に関する技術資料(富山県公共工事総合評価方式試行要領 技術資料様式第1～8号)及び施工体制確認調査票については、入札公告等によりあらかじめ指定された締切日までに、持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法による郵送にて提出するものとする。なお、入札参加資格確認申請書の添付書類と総合評価方式の技術資料及び施工体制確認調査票とは、分けて提出する(2封筒式)ものとし、総合評価方式の技術資料の事前審査は行わない。

また、技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とし、資料の返却は行わない。

3-4-2 総合評価方式の入札

総合評価方式の入札は、電子入札により行うものとする。なお、技術資料等の提出については、3-5-1のとおり書面で行うものとする。

3-5 総合評価の方法

評価項目ごとに最低限要求する要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術提案の内容に応じ、技術加算点を与える。なお、標準点を100点とし、技術加算点は、総合評価方式の型式に応じ評価し、付与するものとする。

型式		評価項目の配点計(満点)	技術加算点(満点)
標準型		240点	45点
簡易型	A	170点	30点
	B	100点	20点

また、技術加算点は、3-3評価項目及び評価基準等によって求められた評価項目の配点の合計点を、下記の式により換算して求めるものとする。

○ 技術加算点の算出方法

$$\text{技術加算点} = \frac{\text{評価項目の点数}}{\text{評価項目の配点計の満点}}$$

※小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。

○参考

計算(例)

『簡易型A』で、評価点数を積み上げた結果、90点獲得した場合の技術加算点

$$\text{技術加算点} = 30 \times 90 / 170 = 15.88$$

評価値は、標準点に技術加算点及び施工体制評価点を加えた技術評価点を入札価格で除する除算方式で求めるものとする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{技術加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}(百万円)}$$

※入札価格は、百万円単位とする。

※評価値の有効数字は5桁とする。(四捨五入により算出)

標準点：要求要件を最低限満足する場合について100点の標準点を与える。

技術加算点：技術提案に対し評価項目及び評価基準に基づき評価された加算点を与える。

施工体制評価点：入札公告等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える。

(参考) 計算例

技術加算点 15.88点 施工体制評価点 30点 入札価格 30,670,000円の場合

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= (100 + 15.88 + 30) / 30.67 \\ &= 145.88 / 30.67 \\ &= 4.75643951 \cdots = 4.7564\end{aligned}$$

3-6 落札者の決定

落札者の決定は、以下の方法による。

- 1) 落札者は、次の要件のすべてを満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。
 - ① 技術資料の内容が、要求する要件を最低限満たしていること。
 - ② 入札価格が予定価格を超えていないこと。
 - ③ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。
$$\text{基準評価値} = 100 \text{点(標準点)} : \text{予定価格(単位:百万円)}$$
- 2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。この場合において同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札についてくじを行い、落札者を決定する。
- 3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、1)及び2)の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づく審査を行い、落札者を決定する。
- 4) 総合評価方式の試行対象工事に係る入札については、入札心得のうち、落札者の決定に関する規定は、適用しない。

※『簡易型A』及び『標準型』のように、具体的な配置予定技術者の氏名の提出を求めるものについては、入札が終了し落札者を決定するまでの間に配置予定技術者の専任制の確認を行うこととし、専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

3-7 評価内容の担保

3-7-1 特記仕様書等への明示

総合評価方式において提出された技術資料の履行を求めるため、特記仕様書に下記の項目を明示するものとする。

【明示例】

第〇〇条 総合評価方式関係

- 1 受注者は、実際の施工に際しては、事前に提出し適正とされた技術資料(「施工に係る技術提案」又は「簡易な施工計画」)(富山県公共工事総合評価方式試行要領技術資料様式第2号、3号の1及び2)の内容を履行すること。

- 2 受注者は、事前に提出した総合評価方式に関する技術資料(富山県公共工事総合評価方式試行要領技術資料様式第5号)に記載した配置予定技術者を配置しなければならない。
- 3 なお、上記1、2を履行できない場合及び、受注者が事前に提出した総合評価方式に関する技術資料(富山県公共工事総合評価方式試行要領技術資料様式第2号から5号)に記載した内容に虚偽の報告があった場合においては、富山県公共工事総合評価方式試行要領に基づき工事成績の減点(『標準型』においては、工事成績の減点及び違約金の徴収)をすることがある。

3-7-2 施工計画書への明示

○ 「施工に係る技術提案」

受注者は、提案した「施工に係る技術提案」について、評価の有無を問わず、内容を履行するための具体的な方法及び確認の方法・時期を施工計画書に明示し、監督員の確認を受けるものとする。

なお、発注者は、「施工に係る技術提案」に記載された事項のうち、実施してはならないものを示すものとする。

○ 「簡易な施工計画」

受注者は、提案した「簡易な施工計画」について、内容を履行するための具体的な方法及び確認の方法・時期を施工計画書に明示し、監督員の確認を受けるものとする。

発注者は、「簡易な施工計画」で評価しなかった(加点しなかった)事項を示し、履行の確認は行わないことを説明するとともに、金銭的負担の大きい物理的対策等による工夫として評価しなかった事項については、履行の義務は無いことを説明するものとする。

なお、発注者は、「簡易な施工計画」に記載された事項のうち、実施してはならないものを示すものとする。

3-7-3 ペナルティー

当該「施工に係る技術提案」(「簡易な施工計画」)に記載された事項が受注者の責めに帰すべき事由により履行されていないことを確認した場合は、原則として、再施工又は修補による履行を行わせるものとする。ただし、再施工又は修補による履行が合理的でないと認められる場合は、次の総合評価方式の型式の区分に応じ、それぞれ次の措置を講ずるものとする。

『標準型』 : 工事成績の減点 + 違約金の徴収

『簡易型A』 : 工事成績の減点

○ 工事成績の減点方法

$$\text{工事成績の減点} = 8 \times \{ (\alpha - \beta) / \alpha \}$$

α : 当初の技術加算点

β : 達成度合いに応じて再計算した技術加算点

*虚偽の報告等悪質なものについては、13点を減点する。

*8点については、工事成績採点の法令遵守等の項目の文書注意相当

○ 違約金の算出方法

$$\text{違約金} = \{1 - b/a\} \times C$$

C: 当初の契約金額(円)

a: 当初の技術評価点

b: 達成度合いに応じて再計算した技術評価点

○ 計算(例)

【工事成績の減点】

『標準型』で技術加算点が16点、施工体制評価点が30点であり、請負額100百万円で落札された工事が、施工の結果、技術加算点が10点であると判断された場合

$$\begin{aligned}\text{成績の減点} &= 8 \times (16\text{点} - 10\text{点}) / 16\text{点} \\ &= 8 \times 6 / 16 = 3.0\text{点}\end{aligned}$$

【違約金】

$$(1 - (100 + 10 + 30) / (100 + 16 + 30)) \times 100\text{百万円} = 4,109,589\text{円}$$

3-7-4 配置技術者の変更

配置技術者の変更については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和4年12月23日改正)に基づき、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする。

配置技術者を変更する場合は、入札参加資格の条件を満たし、かつ、入札時に評価対象となった配置予定技術者と同等以上の評価となる技術者を配置するものとする。

なお、やむを得ず同等以上の評価となる技術者が配置されない場合は、『標準型』については工事成績の減点及び違約金の徴収、『簡易型A』については工事成績の減点を行うことがある。

3-8 入札結果等の公表

入札参加者が提示した技術提案に係る技術評価点等については、技術評価点及び評価値一覧表(様式例参照)を作成し、入札情報サービスの「入札契約結果」に添付ファイルとしてアップすることにより公表する。

3-9 苦情の処理(説明請求)

入札及び契約の過程に関する説明請求については、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知することとし、さらに評価の理由を求められた場合は、その理由を説明するものとする。

4. 施工体制確認型総合評価方式の試行

4-1 施工体制確認型

ダンピング受注については、これまでに對策を講じてきたところであるが、低入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定における低評価が顕著になる傾向があるとされており、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、品質確保のための体制その他施工体制の確保状況を確認し、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価することとする。

(1) 対象工事

総合評価方式の試行を実施している工事のうち、特に適切な施工体制を確保する必要があると認める工事において試行することとし、原則全ての総合評価方式の試行を実施している工事を対象とする。

(2) 評価項目

施工体制評価項目として品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定するものとする。

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員および材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員および材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0

(3) 施工体制評価点

入札公告等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数は施工体制評価点とする。

(4) 配点割合

得点配分は、標準的には、次のとおりとする。

・標準点は100点とする。

・施工体制評価点は、30点とし、上記評価項目に基づき施工体制評価項目として設定された評価項目毎に各15点とする。

・技術加算点は、標準型は45点、簡易型Aは30点、簡易型Bは20点とする。

(5) 施工体制評価項目の審査・評価方法

- ① どのように施工体制を構築し、それが入札公告等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、入札参加者すべてに対し技術資料とともに施工体制確認調査票の提出を求め、技術資料(施工体制の確認に必要な部分に限る。)、及び工事費内訳書を含めて審査を行い、必要と認められる場合は、ヒアリングを実施するものとする。
- ② 入札参加者のうち、その入札価格が調査基準価格を下回った者については、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、価格以外の要素として性能等が提示された技術資料等のほかに、開札後、追加資料の提出を求めるものとする。
- ③ 追加資料の提出を求められた者は、その旨の連絡を受けた日の翌日午後5時までに、追加資料の提出の意向を別記2にて提出するものとする。
なお、同期日までに別記2を提出しない者については、追加資料の提出を行わない者とみなすものとする。
- ④ 入札参加者のうち、その入札価格が調査基準価格以上の者についても、必要と認められる場合に追加資料の提出を求めるものとする。

※施工体制確認及び低入札価格調査における提出資料

	名称	様式番号	施工体制確認型 総合評価 方式	低入札 価格調査
1	低入札価格調査に係る提出資料表紙	様式第1号		○
2	当該価格により入札した理由	様式第2号		○
	入札価格の積算内訳書	県の本工事内訳書及び施工内訳書に対応したもの	○	○
3	共通仮設費の積算内訳書 現場管理費の積算内訳書 一般管理費の積算内訳書	様式第3-1号 様式第3-2号 様式第3-3号	○ ○ ○	○ ○ ○
4	下請予定業者一覧	様式第4号	○	○
5	配置予定の技術者一覧 施工体制台帳案及び施工体系図案	様式第5号 県の様式に対応したもの	○ ○	○ ○
6	手持ち工事の状況	様式第6号		○
7	手持ち資材の状況及び購入予定資材一覧	様式第7号	○	○
8	手持ち機械等の状況	様式第8号		○
9	労務者の確保計画表	様式第9号	○	○
10	建設資材の分別解体及び搬出についての計画	様式第10号	○	○
11	公共工事の施工実績一覧	様式第11号		○
12	経営状況に関する資料	経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し (直前3ヵ年分)		○
13	信用状況に関する資料	様式第12号		○
14	品質確保のための人員体制 品質管理計画書 出来形管理計画書 安全衛生教育等 点検計画 仮設設置計画 交通誘導員配置計画	様式第13-1号 様式第13-2号 様式第13-3号 様式第13-4号 様式第13-5号 様式第13-6号 様式第13-7号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

※ ○：様式等および添付資料を提出

⑤ 審査の結果、入札公告等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。

⑥ 評価に当たっては、次の方々により行うものとする。

△調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がなされることとなるおそれがあるとはされていないことから、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価するものとする。

△調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がなされることとなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。

△富山県低入札価格調査等実施要領第2項に規定されている、低入札価格調査の対象としない工事の場合、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者は、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価するものとする。

⑦ ①のヒアリングに応じない者及び②の施工体制確認資料の提出を行わない者(③の追加資料を提出しない意向を別記2にて提出した者を含む)については、当該者のした入札は、入札心得第6条により無効とするものとする。ただし、無効を理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

⑧ 追加資料の提出は提出すべき旨の連絡をうけた日の翌日から起算して3日以内とし、ヒアリングについては、資料提出期限の日の翌日から起算して5日以内に実施するものとする。

⑨ 入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡するものとする。ヒアリングへの参加者は、配置予定技術者(複数名で申請した場合は最低1名)を必ず含め、資料の説明が可能な者を合わせ、3名以内とする。

(6) その他

・本対象工事においては、開札後に価格以外の要素である性能等の評価を行うこととなるため、性能等の評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うことの厳に留意すること。

4-2 施工体制を踏まえた技術加算点の補正

施工体制を踏まえた技術加算点の補正是、開札後に再計算を行うものとし、補正方法は次のとおりとする。

① 簡易型Bの場合は、技術加算点の補正を行わない。

② 簡易型A及び標準型の場合は、施工に係る技術提案及び簡易な施工計画(以下「施工に係る技術提案等」という。)の技術加算点に審査をもとに評価された施工体制評価点の得点割合を乗じて施工に係る技術提案等の技術加算点を補正する。

補正後の技術加算点

= 補正前の施工に係る技術提案等の技術加算点 × 施工体制評価点の割合(α)

+ 施工に係る技術提案等以外の技術加算点

$$\alpha = \frac{\text{施工体制評価点の獲得点数}}{\text{施工体制評価点の満点(30点)}}$$

4-3 落札者の決定

標準点、補正後の技術加算点、施工体制評価点をもとに入札参加者の技術評価点を求め、入札価格で除して得られた評価値が最も高い者が落札者となる。

なお、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づく審査を行い、落札者を決定する。

(1) 簡易型B

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{技術加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

(2) 簡易型A及び標準型

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{補正後の技術加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

$$\text{補正後の技術加算点} = \text{施工に係る技術提案等}^{\ast 1} \times \alpha + \text{施工に係る技術提案等}^{\ast 1}\text{以外の技術加算点}$$

小数点第4位を四捨五入し、少数第3位止めとする。

$$= \text{技術加算点の満点} \times \frac{\text{施工に係る技術提案等}^{\ast 1}\text{の評価項目の得点} \times \alpha + \text{施工に係る技術提案等}^{\ast 1}\text{以外の評価項目の得点}}{\text{評価項目の配点計の満点}}$$

$$\alpha = \frac{\text{施工体制評価点の獲得点数}}{\text{施工体制評価点の満点(30点)}}$$

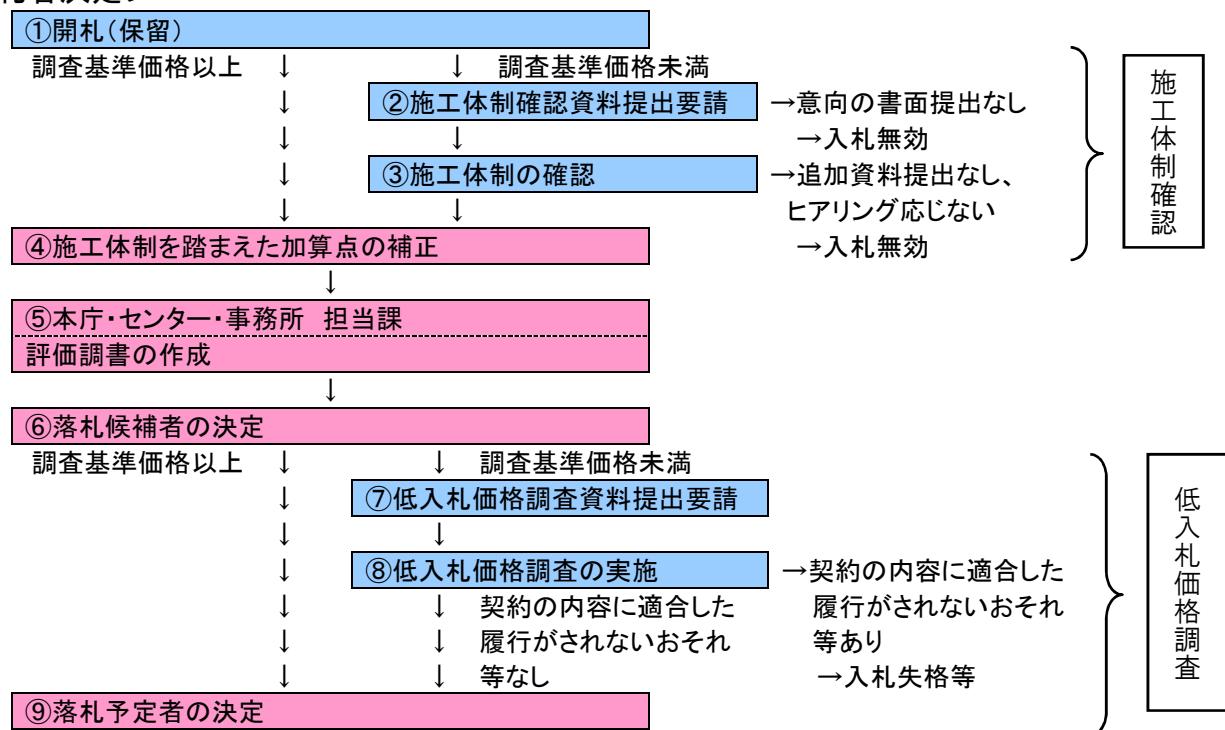
※1 「施工に係る技術提案等」 = 施工に係る技術提案 及び 簡易な施工計画

・「評価値」の有効数字は5桁とする。(四捨五入により算出)

・「補正後の技術加算点」は少数第3位を四捨五入し、少数第2位止めとする。

4-4 施工体制確認型及び低入札価格調査の基本的な流れ

落札者決定フロー



5 要領・要綱

(1) 富山県公共工事総合評価方式試行要領

6 総合評価方式に関する書式・様式集

(1) 富山県公共工事総合評価方式試行要領(技術資料様式等)

別記1

施工体制確認調査票

商号又は名称

下記の工事に係る施工体制に関する調査質問事項については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 施工体制に関する調査質問事項

	内容	該当・非該当の別(※)
①	入札公告等に記載されている要求要件を実現できること。	該当 □ 非該当 □
②	建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うこと。	該当 □ 非該当 □
③	安全確保の体制を構築すること。	該当 □ 非該当 □
④	品質確保の体制を構築すること。	該当 □ 非該当 □
⑤	下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制を確実に構築すること。	該当 □ 非該当 □
⑥	資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制を確実に構築すること。	該当 □ 非該当 □
⑦	配置予定技術者が必要な資格を有し、確実に配置すること。	該当 □ 非該当 □

(※)入札参加者は、調査質問事項(左欄)を満たすかを確認の上、右欄の「該当」又は「非該当」に
○印を付すこと。

別記2

年 月 日

施工体制の確認に係る追加資料提出の意向について

富山県〇〇土木センター所長 殿
(発注機関の長)

住所

商号又は名称

印

代表者氏名

印

担当者 氏名 所属部署
電話番号

工事番号：○○○○

上記の工事について、富山県公共工事総合評価方式試行要領に基づく追加資料を、同要領第6項第11号に規定された期日までに

・ 提出します。

・ 提出しません。

(注)

- ・追加資料提出の意向について、「提出します。」又は「提出しません。」を丸で囲むこと。
 - ・本書及び追加資料の提出を行わない場合は、入札は無効となりますが、無効を理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではありません。

総合評価落札方式によるダンピング対策について

H30. 4. 1～

1 H29. 9. 29付け国通知

会計検査院が昨年度後半から入札制度を全国調査し、「総合評価落札方式と最低制限価格制度の併用はできない」との見解を示し、国土交通省に指摘（⇒H29. 12国会報告）

価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式においては、その趣旨に鑑み、価格のみを考慮する最低制限価格制度を地方自治法施行令上、適用できない（＝併用不可）

2 県の対応案

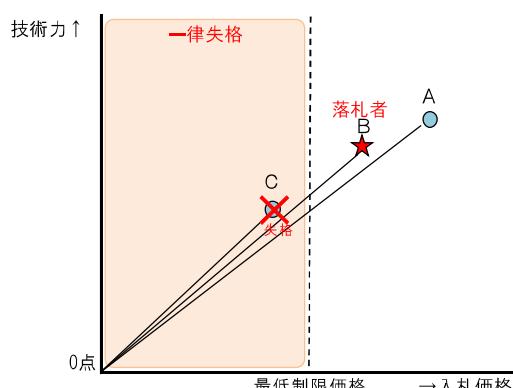
予定価格	入札方式	現行	改正
5,000万円以上	一般競争入札	○総合評価落札方式 ○低入札価格調査制度	○総合評価落札方式 +施工体制の確認 （新たに導入） 価格帯を5千万円から2千万円に引き下げ
2,000万円以上 5,000万円未満		○総合評価落札方式 ○最低制限価格制度	○低入札価格調査制度 （廃止）
2,000万円未満	指名競争入札	○最低制限価格制度	○最低制限価格制度

総合評価落札方式の見直しについて

- 総合評価落札方式では、「入札価格あたりの技術力」（評価値）が最も高い者（＝下記グラフにおいて傾きが最も大きい者）を落札者としている。
- 技術力に「施工体制評価点」を新たに追加することにより、ダンピング受注防止を図る。

＜見直し前＞

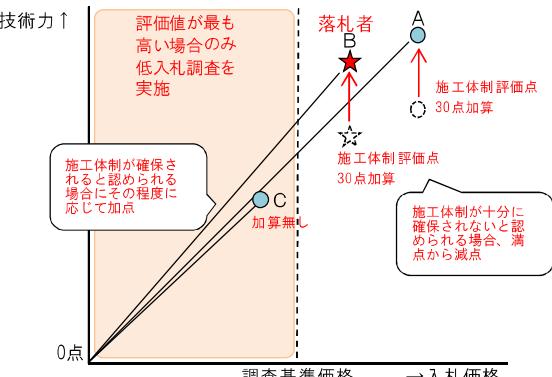
$$\text{評価値} = \frac{\text{技術力}(\text{標準点} + \text{技術加算点})}{\text{入札価格}}$$



＜見直し後＞

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術力}(\text{標準点} + \text{技術加算点} + \text{施工体制評価点}^*)}{\text{入札価格}}$$

※工事の品質確保のための施工体制の確保状況をヒアリング等で確認し、評価する。



※予定価格2,000万円以上5,000万円未満の場合

総合評価方式の評価項目について

■ 評価項目

型式	標準型	簡易型	
		A	B
施工に係る技術提案	●		
基本項目	簡易な施工計画	○	●
	企業の施工能力 (実績・成績・表彰・ISO・技術者数)	●	●
	配置予定技術者の能力 (実績・成績・資格・CPD)	●	●
	企業の地域性・社会性 (所在地・災害協定・除雪実績)	●	●
技術評価点	35→45	25→30	15→20

+

新たに追加	品質確保の実効性	●	●	●
	施工体制確保の確実性	●	●	●
	施工体制評価点	30	30	30

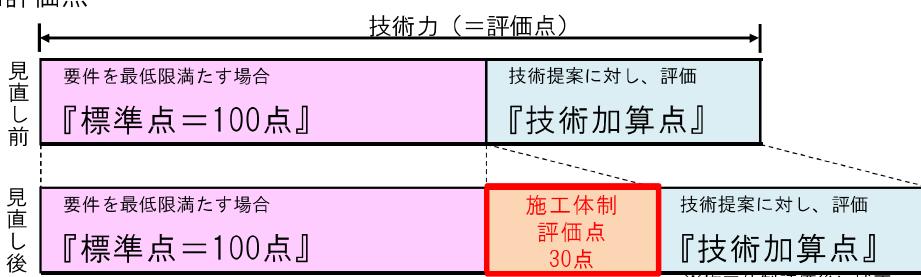
項目毎に
各15点

●:必須項目、○:選択項目

施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

- 適切な施工体制が確保されないおそれのある低入札工事の品質確保状況を確認し、入札公告等に記載された要件を確実に実現できるかを審査・評価する総合評価の方式

■ 評価点

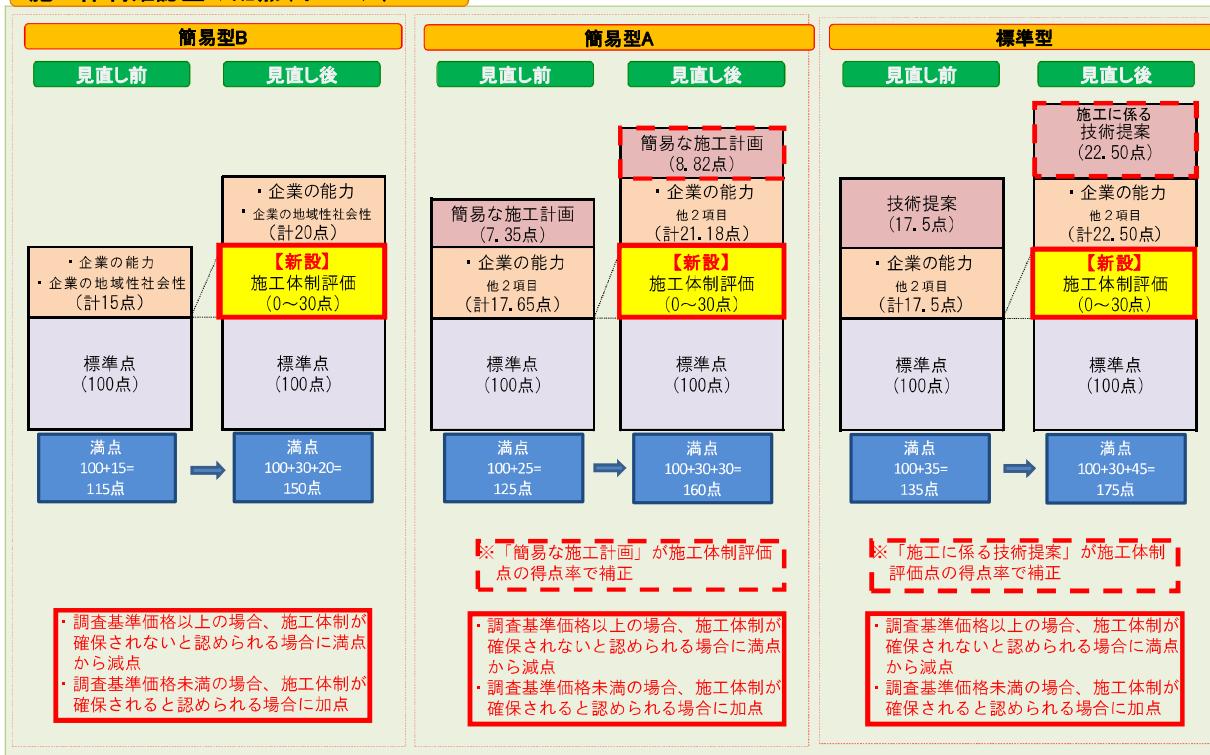


■ 施工体制評価項目

評価項目	評価基準	配点	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合	15	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員および材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合	15	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員および材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合	5	
	その他	0	

施工体制確認型総合評価落札方式について

施工体制確認型の配点(イメージ)



施工体制確認型総合評価落札方式の流れについて

■ 工事の品質確保のため、調査基準価格を下回った者に対し、品質確保に関連する項目を低入札価格調査から一部抽出して審査し、評価する。

